3　両締約国は、サービス貿易一般協定第十五条1に規定する交渉又は他の多数国間の場で行われる類似の交渉であって両締約国が参加するものの結果が両締約国について効力を生ずる場合には、それらの交渉において合意される規律を適当なときにこの章の規定に組み込むため、それらの交渉の結果について共同で検討する。

第百四条　内国民待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条のいかなる規定も、いずれかの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

第百五条　最恵国待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第百六条　市場アクセス

いずれの締約国も、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第百七条　現地における拠点

いずれの一方の締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所、支店若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない。

第百八条　適合しない措置

1　第百四条から前条までの規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　これらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i)　日本国については、

(A)　中央政府又は都道府県により維持され、附属書五第一編の自国の表に記載する措置

(B)　都道府県以外の地方政府により維持される措置

(ii)　ペルーについては、

(A)　中央政府又は地域政府により維持され、附属書五第二編の自国の表に記載する措置

(B)　地方政府により維持される措置

(b)　(a)に規定する措置の継続又は即時の更新

(c)　(a)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第百四条から前条までの規定との適合性の水準を低下させない範囲に限る。）

2　第百四条から前条までの規定は、附属書六の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

第百九条　通報

1　一方の締約国は、前条1(c)の規定に従い附属書五の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、又は修正する場合には、その改正又はその修正について、他方の締約国に対しできる限り速やかに通報する。

2　一方の締約国は、この協定の効力発生の後に附属書六の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する新たな措置を採用する場合には、当該措置について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。

第百十条　透明性

各締約国は、第一章の規定を実施するほか、次のことを行う。

(a)　この章の規定の対象となる事項に関連する規制に関し、利害関係者からの照会に可能な範囲内で応ずるよう努めること。

(b)　この章の規定の対象となる事項に関連する規制を制定する場合には、当該規制の案に関する公衆から受領した意見及び当該意見に対する検討結果を可能な範囲内で公表すること。

注釈　締約国は、当該意見及び当該意見に対する検討結果を取りまとめ、及び最終的な規制を定める文書とは別の文書において当該意見及び当該検討結果を公表することができる。

第百十一条　国内規制

1　締約国の権限のある当局は、サービスの提供のために自国による許可が必要な場合には、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。当該締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置であって、サービス分野において一方の締約国が採用し、又は維持するものがサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、当該措置が次の基準に適合することを確保する。

(a)　客観的なかつ透明性のある基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c)　免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

3　2の規定は、締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において特定の約束を行った分野についてのみ、当該締約国を拘束する。2の規定は、締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において特定の約束を行わなかった分野について、可能な範囲内で適用する。

注釈　この3の規定の適用上、「分野」とは、サービス貿易一般協定に基づく締約国の特定の約束に係る表において特定された関連するサービスの一若しくは二以上又は全ての小分野をいう。

4　両締約国は、サービス貿易一般協定第六条4の規定に従い、必要な規律の作成に関する双方の誓約を確認する。両締約国は、当該規律が世界貿易機関の加盟国によって採択される範囲内において、適当な場合に当該規律をこの章の規定に組み込むため、当該規律について共同で検討する。

第百十二条　承認

1　締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、また、4に規定する義務に従い、いずれかの国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、関係国との協定若しくは取決めに基づいて、又は自主的に、行うことができる。